

○茨城県森林湖沼環境税条例

平成19年12月25日  
茨城県条例第62号

改正 平成20年4月30日条例第21号  
平成22年6月21日条例第28号  
平成24年12月27日条例第55号  
平成29年12月26日条例第42号  
令和2年6月26日条例第37号  
令和3年12月14日条例第55号

茨城県森林湖沼環境税条例を公布する。

茨城県森林湖沼環境税条例

(趣旨)

第1条 水源のかん養，県土の保全，地球温暖化の防止その他の森林が有する公益的機能並びに利水，水産，公衆の保健その他の湖沼及び河川が有する公益的機能の重要性にかんがみ，県民の理解と協力の下に森林並びに湖沼及び河川の環境の保全に資する施策の一層の推進を図るため，茨城県県税条例(昭和25年茨城県条例第43号。以下「県税条例」という。)で定める県民税の均等割の税率の特例として森林湖沼環境税を課することとし，そのために必要な事項を定めるものとする。

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

第2条 平成20年度から平成25年度まで及び令和6年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は，県税条例第27条の規定にかかわらず，同条に定める額に1,000円を加算した額とする。

2 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税の均等割の税率は，県税条例第27条及び付則第14条の4の規定にかかわらず，同条に定める税率に1,000円を加算した額とする。

(平24条例55・平29条例42・令2条例37・令3条例55・一部改正)

(法人の県民税の均等割の税率の特例)

第3条 平成20年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度又は当該期間における地方税法(昭和25年法律第226号)第52条第2項第3号の期間に係る法人の県民税の均等割の税率は，県税条例第34条第1項の規定にかかわらず，同項の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額に，当該額に100分の10を乗じて

得た額を加算した額とする。

- 2 前項の規定の適用がある場合における県税条例第34条第2項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「茨城県森林湖沼環境税条例(平成19年茨城県条例第62号)第3条第1項」とする。

(平20条例21・平22条例28・平24条例55・平29条例42・令2条例37・令3条例55・一部改正)

付 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成20年条例第21号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年条例第28号)抄

(施行期日)

第1条 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条及び次条から付則第5条までの規定は平成22年10月1日から施行する。

付 則(平成24年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成29年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年条例第37号)抄

(施行期日)

第1条 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中茨城県県税条例第43条の3第2項第2号及び第69条第2項の改正規定並びに同条例付則第17条の10第2項及び第28条の改正規定並びに同条例付則に2条を加える改正規定、第3条の規定並びに第4条中茨城県森林湖沼環境税条例第2条第2項の改正規定及び同条例第3条第1項の改正規定(「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める部分に限る。)並びに付則第8条の規定 公布の日

(2)から(5)まで 略

- (6) 第2条(前2号及び次号に掲げる改正規定を除く。)及び第4条(第1号に掲げる改正規定

を除く。)の規定並びに付則第3条及び第4条の規定 令和4年4月1日

付 則(令和3年条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。